四十五　クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、次のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　サーバー、ストレージその他のハードウェアをソフトウェアにより分割し、又は統合して仮想的な実行環境を提供するもの

ロ　暗号鍵の生成又は管理に係るもの

ハ　主体の認証、アクセス権限の管理又は情報の利用の制御に係るもの

四十六　特定重要物資（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条に規定する特定重要物資をいう。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計又は製造のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　日本標準商品分類の分類番号八七　六の病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物

ロ　次に掲げる物（肥料の用途に係るものに限る。）

(1)　塩化カリウム

(2)　オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）若しくはオルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）又はこれらの混合物

ハ　数値制御を行うことができる金属工作機械の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）、ボールねじ、リニアガイド又はリニアスケール

ニ　半導体素子若しくは集積回路、これらの製造のために専ら用いられる半導体部素材、半導体製造装置に専ら用いられる素材等、半導体製造用のヘリウム、希ガス、りん化合物若しくはふっ化水素酸、電子回路基板又は電子回路実装基板

ホ　車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した部分品若しくは素材

ヘ　ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上かつ二サイクルのものに限る。）に用いられるクランクシャフト又は総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

ト　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子若しくは巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサー又はこれらの製造に専ら用いられる部分品若しくは素材等

チ　人工衛星又はロケットの打上げのために特に設計した推進薬又はその原料

［新設］

［新設］